

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

平成25年11月18日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 一般社団法人日本加工食品卸協会
住 所 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階
代表者の氏名 國分 勘兵衛



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第2条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記



1 共同行為の主体に関する事項

(フリガナ)	イッパンシャダンホウジンニホンカコウショクヒンオロシキョウカイ												
(1) 名称又は氏名	一般社団法人日本加工食品卸協会他6団体												
(2) 事務上の連絡先	住所 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階 電話番号 03-3241-6568 部署・担当者名 一般社団法人日本加工食品卸協会 専務理事 奥山 則康												
(3) 参加事業者等の概要	全国の主要な加工食品卸事業者												
(4) 業種	<table border="0"><tr><td><input type="checkbox"/> 1 製造業</td><td rowspan="5">}</td><td rowspan="5">}</td><td>(加工食品卸売業)</td></tr><tr><td><input checked="" type="checkbox"/> 2 卸売業</td><td>(業)</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 3 小売業</td><td>(業)</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 4 サービス業</td><td>(業)</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 5 その他</td><td>(業)</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 1 製造業	}	}	(加工食品卸売業)	<input checked="" type="checkbox"/> 2 卸売業	(業)	<input type="checkbox"/> 3 小売業	(業)	<input type="checkbox"/> 4 サービス業	(業)	<input type="checkbox"/> 5 その他	(業)
<input type="checkbox"/> 1 製造業	}	}			(加工食品卸売業)								
<input checked="" type="checkbox"/> 2 卸売業					(業)								
<input type="checkbox"/> 3 小売業					(業)								
<input type="checkbox"/> 4 サービス業					(業)								
<input type="checkbox"/> 5 その他			(業)										
(5) 設立に係る根拠法 (事業者団体の場合)	一般社団法人に関する法律（平成18年法律第50号）												

2 共同行為の内容に関する事項

(1) 共同行為の対象とする商品又は役務	加工食品全般
(2) 共同行為の内容	<input type="checkbox"/> 1 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定 () <input type="checkbox"/> 2 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定 () <input type="checkbox"/> 3 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「〇〇円(税抜価格)」、「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決定 () <input type="checkbox"/> 4 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定 () <input checked="" type="checkbox"/> 5 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定 (①外税取引の場合：本体価格と消費税額分を別枠で表示 ②内税取引の場合：税込み価格で表示) <input checked="" type="checkbox"/> 6 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定 () <input type="checkbox"/> 7 その他
(3) 共同行為の実施期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
(4) 共同行為の実効を確保するための手段	<input checked="" type="checkbox"/> 1 有 → [協議会の設立及び過怠金(10万円以下)の徴収] <input type="checkbox"/> 2 無

3 その他参考事項

4 添付書類

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名及び構成事業者の数を記載した書類
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

(記載上の注意)

- 1 「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。
 - (1) 複数の事業者が共同行為をしようとする場合
○○（一の事業者の名称又は氏名）ほか何名（例：○○株式会社ほか9名）
 - (2) 事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合
○○（一の事業者の名称又は氏名）ほか何名及び△△（一の事業者団体の名称）ほか何団体（例：○○株式会社ほか8名及び△△組合ほか4団体）
 - (3) 複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合
○○（一の事業者団体の名称）ほか何団体（例：○○組合ほか5団体）
- 2 「参加事業者等の概要」欄は、「○○地域において△△を製造販売する事業者」など、共同行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。
- 3 「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること（業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が6以上になる場合は、主要5業種について記載すること。）。
- 4 「設立に係る根拠法（事業者団体の場合）」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているものが事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、記載を要しない。
- 5 「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。
- 6 (1) 「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。
 - (2) 括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の名称を記載すること。
 - (3) 「共同行為の内容」欄の「3」、「4」又は「7」で税込価格を表示せずに価格表示をする旨の決定をする場合は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第10条に規定する要件を満たす必要がある点に留意すること。
- 7 「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。
- 8 「その他参考事項」は、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書を同時に提出している旨等の参考となるべき事項を記載すること。
- 9 (1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。
 - (2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

番号	事業者団体の名称	設立に係る根拠法	住所	代表者の氏名	構成事業者の数
1	(一社)日本加工食品卸協会	一般社団法人に関する法律	東京都中央区日本橋本町2-3-4	國分勘兵衛	133社
2	中部食料品問屋連盟	—	名古屋市北区名駅5-18-9 中部食料新聞社内	永津邦彦	30社
3	大阪府食品卸協会	—	大阪府北区菅原町8-11 大阪海苔会館内	大釜賢一	19社
4	静岡食品卸同業会	—	静岡市葵区沓谷5-10-5 マチ内	山口茂	8社
5	長野県食品問屋連盟	—	長野市南県町1099 西智ビル日本食糧新聞社長野支局内	原田文彦	8社
6	神奈川県食品卸同業会	—	横浜市中区羽衣町2-7-10 関内駅前マックビル9F 神奈川県分内	高木一夫	10社
7	新潟県食品卸協会	—	新潟市西区流通センター3-1-1(株新潟)内	本間孝之	15社

なお、設立に係る根拠法がない場合は、「設立に係る根拠法」欄には「—」と記載すること。